

## 高砂市連合自治会 コミュニティ活動備品貸出のご案内

令和4年度から、高砂市連合自治会では、コミュニティ活動の推進のため、自治会や地域住民で組織する団体を対象として、コミュニティ活動備品の貸出を行っています。地域の会議やイベント等で、ぜひご活用ください。

### ●貸出備品一覧

備品写真				
備品名	AIカメラ付 非接触体温計	サーキュレーター	空気清浄機	アクリル パーティション
規格	幅 60cm×高さ 150cm	幅 25cm×高さ 35cm	幅 35cm×高さ 65cm	幅 60cm×高さ 65cm
貸出可能 個数	2	2	2	10



備品写真			
備品名	プロジェクター(ケース付)	スクリーン	スピーカー
規格	幅 30cm×高さ 10cm	幅 125cm×高さ 190cm	幅 30cm×高さ 30cm
貸出可能 個数	1	1	1



<b>備品写真</b>			
	<b>図書(お悩み解決編)</b>	<b>図書(アフターコロナ編)</b>	<b>図書(IT活用編)</b>
	四六判 256ページ	四六判 256ページ	四六判 232ページ
	1	1	1

**●貸出料金**  
無料

**●貸出手順** ※各種様式、規程は高砂市ホームページからダウンロード可能です。  
[ホーム](#) > [行政・暮らしサイト](#) > [暮らし・手続き](#) > [住民活動・コミュニティ・協働](#) > [自治会\(ページID:7077\)](#)

- 1 「コミュニティ活動に係る備品の貸出しに関する規程」をご一読ください。
- 2 高砂市連合自治会事務局(以下「事務局」)に貸出備品(以下「備品」)の在庫があるか電話(TEL:443-9006)で確認してください。
- 3 備品を使用しようする日の7日前までに、「高砂市連合自治会備品貸出許可申請書」を事務局(高砂市役所本庁舎2階⑫窓口 地域振興課)に提出してください。  
(※備品を使用しようとする日の2ヶ月前から申請できます。)
- 4 事務局と日程調整の上、備品を事務局に借りにきてください。
- 5 事務局から「高砂市連合自治会備品貸出許可書」の交付を受けてください。
- 6 返却日時までに事務局に備品を返却してください。(返却日時は、「高砂市連合自治会備品貸出許可書」に記載しています。)

**●留意事項**

- 1 備品貸出しの期間は、申請書に記載の貸出日時から起算して最大で15日です。  
ただし、多くの団体にご利用いただくため、使用後は速やかに返却していただきますよう、ご協力ください。
- 2 使用者の責めに帰すべき理由により、備品に破損等が生じたときは、損害の賠償をお願いする場合がございます。
- 3 備品の使用中に発生した事故に関しては、使用者の責任において処理するものとします。

**【問合せ先】**  
 高砂市連合自治会事務局  
 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号  
 (高砂市市民部市民窓口室地域振興課内)  
 TEL:443-9006 FAX:443-0009